

建設工事公衆災害防止対策要綱の制定等について

5 地 第 72 号

平成 5 年 2 月 1 日

各地方農政局長 殿

大臣官房地方課長

建設工事公衆災害防止対策要綱の制定等について

このことについて、別紙（写）のとおり大臣官房経理課長から通知があったので、お知らせする。

なお、貴管下関係機関に対しては、貴職から通知願いたい。

5 経 第 77 号

平成 5 年 1 月 26 日

大臣官房地方課長 殿

大臣官房経理課長

建設工事公衆災害防止対策要綱の制定等について

このことについて、建設事務次官から別紙（写）のとおり通知があったのでお知らせする。

なお、貴管下関係機関に対しては、貴職から通知願いたい。

建設省経建発第 1 号

平成 5 年 1 月 12 日

農林水産事務次官 殿

建設事務次官

建設工事公衆災害防止対策要綱の制定等について

標記要綱は、建設工事における適切な施工を確保し、公衆災害を防止するための技術基準として、最近の建設工事における技術的な進歩や市街地等での複雑な制約条件に対応しつつ、建設工事現場における最近の重大事故の発生に対処するため、これまでの「市街地土木工事公衆災害防止対策要綱（昭和 39 年制定、昭和 60 年最終改正）」の適用範囲及び規定内容を見直しするとともに、新たに建築工事についての規定を加えることにより、別添のとおり制定したものである。

貴職におかれでは、今後、建設工事の施工に当たって、仕様書に本要綱の遵守方を明記する等、公衆災害の防止に遺漏のないよう措置されたくご協力を願いたい。

なお、「市街地土木工事公衆災害防止対策要綱」（昭和 39 年 10 月 1 日建設省発計第 57 号）は廃止する。

土地改良事業における工事の安全対策について

4構改D第308号

平成4年5月27日

各地方農政局長 殿

構造改善局長

土地改良事業等における工事の安全対策について

土地改良事業等に係わる工事の安全確保については、従前より、事業遂行上の重要課題として積極的に取り組んでいるところであるが、作業員の不注意等様々な原因により建設労働災害の発生、特に死亡災害が依然として発生していることや、昨今の建設労働環境の改善が強く要請されていることに鑑み、更に一層強力な安全確保を図ることが必要である。

については、別紙のとおり「土地改良事業等における工事の安全対策」として取りまとめたので、貴職におかれても本対策を関係者に周知されるとともに、工事の安全対策に一層努められるよう指導されたい。

なお、このことについては貴局管内の都道府県等の関係機関にも連絡願いたい。

土地改良事業等における工事の安全対策について

1. 目的

土地改良事業等に係わる工事の安全確保については、従前より、事業遂行上の重要課題として積極的に取り組んでいるところであるが、作業員の不注意等様々な原因により建設労働災害の発生、特に死亡災害が依然として発生していることや、昨今の建設労働環境の改善が強く要請されていることに鑑み、更に一層強力な安全確保を図ることが必要である。

工事の安全確保は、安全関係の規制の強化のみでは限界があることから、十分な効果が期待できる総合的な対策が必要になっている。

については、下記のとおり土地改良事業等にかかる工事の総合的な安全対策を定め、なお一層工事の安全確保に努めることとする。

2. 基本的考え方

工事における総合的な安全確保を図るためにには、発注者、設計者、施工業者、作業員等、工事の関係者が各自の立場で自律的に安全を目指した対応を行うことが重要である。

総合的な安全確保のための基本的対策としては次のことがあげられる。

- ①工事関係従業者の一人一人の安全認識を高める。
- ②経験と知識の豊かな技術者及び作業員が各自の責任において、自主的かつ協調的に安全な施工が実施できる体制及び環境を整える。
- ③各現場毎の諸条件を十分に考慮した計画、設計を実施するとともに、工程の進捗にともない生じる諸条件の変化に的確に対応しつつ適正な工期、工法及び費用のもとに工事を実施する。

- ④安全確保にかかる努力に対して適正評価を与え、自主的な安全対策への環境整備に配慮する。

3. 具体的対策

2. に示した基本的考え方に対応するため以下に示す具体的対策を講ずることが必要である。

(1) 工事発注における安全配慮の充実

発注段階における安全面からの設計審査、施工条件の明示と安全対策に配慮した積算の実施、技術的に困難な工事について技術力を有する建設業者の指名等を推進する。

また、工事の季節変動を少なくし熟練労働者の通年確保を図るとともに、余裕のある工期の設定を図るため、国債工事の活用などによる発注の平準化と工期の弾力化を推進する。

- ①安全確保上重要な工事の設計について外部の経験豊富な技術者等の意見を聞くなど、工事の安全性の観点から検討し、安全性を考慮した設計を行う
- ②現場での安全対策の推進とその費用の適正計上（安全教育費、事前検討経費等）
- ③施工条件の明示と条件の変化に対応した設計変更の徹底
- ④国債工事の活用などによる発注の平準化と工期の弾力化
- ⑤工事内容に応じた技術力を有する建設業者の選定、等

(2) 事故防止のための体制強化等

調査、設計、施工管理にあたり施工現場の意見を十分に把握し反映させることにより実効の上がる安全対策を充実させる。

- ①設計を安全面から検討する場の設置
- ②工事関係者間における安全施工等の連絡体制を強化する連絡会議の設置
- ③事故原因を技術的に分析し、再発防止を図るための事故調査委員会の設置
- ④事故事例及び安全施工技術に係わる情報の分析とその活用、等

(3) 技術指針等の整備及び技術開発の推進

技術開発の状況を踏まえ、技術指針等の改訂及び整備を随時行うとともに、安全確保に資する施工技術の開発と普及並びに直接的に効果が期待できる安全施設及び安全機器の開発を推進する環境整備を行う。

- ①土木工事等施工技術安全指針・土木工事等共通仕様書等への一層の留意
- ②安全施工技術の開発と普及
- ③安全施設・安全機器の開発と普及
- ④新技術活用のための条件整備
- ⑤民間技術力の積極的活用、等

(4) 施工業者の施工管理体制の充実

安全管理の中心である施工業者における人材の育成及び確保を関係省庁との協力のもとに強く推進する。

また、施工体制の複雑化、施工技術、施工環境の変化等への速やかで確実な対応を支援する。

- ①総合工事業者と専門工事業者の役割と責任に応じた施工管理体制の充実を図るための施工体制の整備
- ②総合工事業者と専門工事業者間の契約の適正化と情報交換の強化
- ③現場技術者の育成と技術力の向上
- ④現場作業員に対する教育の徹底強化、等

(5) 工事関係者による自主的な安全対策の推進へ向けた環境整備

工事関係者の安全に対する努力を積極的に評価するなど、自主的な安全対策が推進される環境を整備する。

- ①無事故業者の表彰
- ②建設業者の格付けや指名に際しての安全実績の積極的評価、等